

後方支援活動編

後方支援活動 目次

第1章 総 則

第 1 節	計画の目的	8 0 3
第 2 節	計画の性格	8 0 3
第 3 節	責務及び業務の大綱	8 0 3
第 4 節	段階的後方支援対策	8 0 4

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び今後発生が懸念されている大規模な地震により、三陸沿岸市町村で甚大な被害が発生した場合における広域的な後方支援体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成される「遠野市地域防災計画」に準じて、遠野市後方支援活動編として遠野市が策定する計画である。

第3節 責務及び業務の大綱

1 市

市は、後方支援活動をするため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、後方支援に関する計画を作成し、これを実施する。

2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市は、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対し、防災関係機関の後方支援活動の協力を要請する。

3 業務の大綱

(1) 市

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠 野 市	1 遠野市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 後方支援拠点に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 後方支援訓練の実施に関する事。 4 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 5 他の市町村、関係機関等に対する情報提供に関する事。 6 災害応急対策の実施に関する事。 7 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

※ 災害時救援条例(仮称)を制定し、被災地に対する支援を制度化します。

(2) 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
遠野市消防本部 遠野市消防団	1 消防活動に関すること。 2 救急及び救助活動に関すること。 3 災害予防対策の実施協力に関すること。 4 災害応急対策の実施協力に関すること。

※ 後方支援の具体的執行体制を整備します。

(3) 後方支援協定締結地方公共団体

機 関 名	業 務 の 大 綱
(都道府県・市町村名)	1 災害協定に基づく後方支援活動に関すること。 (救援物資の提供、人的支援、被災復旧活動動等)

※ 沿岸市町村、東日本大震災で支援を頂いた市町村と災害協定を締結し後方支援活動を継続できる仕組みをつくります。

(4) 後方支援協定締結関係機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
	1 災害協定に基づく後方支援活動に関すること。 (ボランティアの受け入れ体制、燃料供給体制、電力供給体制、広域的福祉避難所の開設、医療保険体制、入浴支援体制、消防コミュニティセンター・自治会館等の提供協定)

※ 後方支援活動を想定した、災害協定を見直しするとともに、新たに自治会すべてと災害協定を締結し、関係機関・団体、ボランティア活動を支援できる体制を整備します。

また、ボランティア団体等の入浴施設についても公共施設、民間施設等と協定を締結し可能な限り確保します。

第4節 段階的後方支援対策

市は、次の区分における段階的な後方支援個別計画を策定し、実施に当たるものとする。

1 事前支援対策

(1) 後方支援活動組織体制

(2) 災害時後方支援拠点(受援基地)施設整備

(3)後方支援受入訓練

2 応急対策

(1)災害活動支援

(2)生活必需品・食料供給支援

(3)人的支援

(4)避難所支援

(5)入浴支援

(6)燃料支援

(7)医療・保健支援

(8)物資・義援金受入れ支援

(9)遺体処理支援

(10)火葬支援

(11)安否確認

(12)消防コミセン・自治会館等の貸出し調整

(13)災害防除

3 復旧・復興対策

(1)仮設住宅支援

(2)文教支援

(3)献本活動支援

(4)ボランティア等受入れ支援

(5)沿岸被災地との連絡調整

(6)被災者の生活支援

(後方支援活動編 第1章 第1節 計画の目的・第2節 計画の計画・第3節 責務及び業務の大綱・第4節 段階的広報支援活動)